

京都府告示第506号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）
第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成28年9月23日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
1	書籍	[図説] “特殊性欲”大百科	株式会社作品社	条例第13条の2第1項第1号 第2号・第3号該当
5	書籍	今すぐ使えるワル知恵200	株式会社鉄人社	条例第13条の2第1項第3号該当